

平成 2 2 年度第 5 回富里市国民健康保険運営協議会会議録 要点筆記

招集年月日	平成 2 3 年 2 月 2 5 日		
招集の場所	富里市役所 3 階 第 1 会議室		
開会・閉会 の 時 間	開会 平成 2 3 年 3 月 9 日 1 5 時 3 0 分 閉会 平成 2 3 年 3 月 9 日 1 6 時 3 5 分		
会長 会長職務代理	氏 名	出欠等の別	届出の有無
	秋本 真利		
	高橋 保夫		
	池田 明		
	綿貫 文雄		
	大竹 俊子		
	佐久間 弘子		
	我妻 道生	欠	有
	内田 啓二		
	麻野 邦子	欠	有
会議録署名委員	秋本 真利		
説明のため出席 した者の職氏名	健康福祉部長	岩澤 新一	
	国保年金課長	大竹 明男	
	納税課長	中川 光男	
	国保年金課主査	甲田 修巳	
	国保年金課主査	君塚 純	
職務のため出席 した者の職氏名			
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成22年度第5回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成23年3月9日(水)
午後3時30分～
場 所 市役所3階第1会議室

1 開 会

2 議 題

富里市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

4 閉 会

議題

富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

国保税課税限度額の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、国保税の法定限度額が平成 22 年 4 月から基礎課税額 50 万円、後期高齢者支援金等課税額 13 万円に定められており、これに基づき改正するものです。高齢化の影響により年々増加している国保の医療費をまかなうためには、保険税の見直しの検討も必要となってきますが、税額・税率の改正を行うこととなると、低所得者の方や中間所得者の方の負担増となり、影響が大きいことから法定限度額よりも低い状況となっている現行の課税限度額を改正します。この課税限度額の改正は、低所得、中間所得の方の負担増の緩和につながり、負担能力に応じた適正賦課を推進し、国民健康保険の財源の確保を図ることを目的としています。改正の内容につきましては、基礎分の課税限度額を 47 万円から 50 万円に、支援分を 12 万円から 13 万円に変更するものであり、平成 23 年 4 月 1 日の施行を予定しています。今回の改正により影響を受ける世帯数は、平成 22 年 12 月末現在で、国保加入世帯の内、約 3%程度と見ております。印旛郡内の他の 6 市の状況ですが、成田市と白井市を除く全ての市で課税限度額が 73 万円となる予定です。なお、白井市については、再度確認したところ平成 23 年 4 月から 77 万円とする予定であるとのことです。なお、今回の課税限度額の引き上げにより影響を受ける世帯を、富里市の課税状況から例示すると、夫 45 歳、妻 40 歳、18 歳未満の子供 2 人の世帯構成で収入 800 万円、所得 600 万円前後の世帯が影響を受けることになります。

収納状況について

平成 22 年度 2 月末の国民健康保険税収納状況について、現年課税分の調定額は合計 16 億 9,870 万 3,800 円、2 月末の収入済額 11 億 5,956 万 3 千円、収納率 68.26%、前年同期と比較して 1.09% のプラスとなっています。滞納繰越分は調定額合計 17 億 6,896 万 3,655 円、収入済額 1 億 9,315 万 2,239 円、収納率 10.92%、対前年比較で 1.48% のプラスとなっています。合計では調定額の合計 34 億 6,766 万 7,455 円、収入済額の累計 13 億 5,271 万 5,239 円です。収納率は 39.01%、対前年 0.31% のプラスという状況です。滞納整理の状況として、納付誓約又は納付確約の受付件数は、平成 20 年度までの国保税の年間の相談件数は 624 件、21 年度は 1,182 件でほぼ倍近い方との納税接触を図り分割納付の確約をしている状況です。今年度 2 月末までで 1,290 件の納税相談を実施しています。差し押さえの状況は平成 20 年度 105 件、21 年度 164 件、22 年度 1 月末現在では 160 件というような状況です。換価の状況は 20 年度 28 件、485 万円、21 年度 77 件、950 万円、22 年度 1 月末現在 1,909 万 6 千円ということで昨年倍以上の強制換価をしています。

この一部改正案は、近隣市町村の状況を見るとほとんどが 23 年 4 月から限度額が 73 万円となる予定であり、富里市も近隣市と同様に限度額を 73 万円ということで良いのではないかと思います。また、法定限度額よりも低い状況にあるので、限度額の改正についてはやむを得ないかなと思う。医療費は年々増加している状況で収納率も若干改善しているおり、この改正案で良いと思う。前回と全然変わっていない状況でまた同じように諮問してきた。その主旨を説明願いたい。今回の開催については前回説明不足等もあり、市長からの再度の諮問もありましたので、開催しました。過去にも再度開催したという例もあります。

収納率が上がったというが、全国的に見ても低い。何十年とこういう体質が続いている。切り口を変えてやっていかないと、一生懸命頑張って納めてくれる人のほうにさらにまた負担がかかってくるのではないか。もう一つ言えば、収納率は逆に下がるのではないかという気がする。

収納率の問題については事実関係をご報告することが大切であり、事実関係として改善が若干あったことを報告させていただきました。このような景気動向の中では、税の調定が上がるのか下がるのかによっても十分に影響を受けます。また、高齢化社会の流れの中、医療費の歳出増が懸念されますので、日本国としての国民皆保険制度全体の財政問題という面もあります。

23年度の課税限度額の改正については73万円とあるが、上がる可能性もあるのか。

課税限度額の傾向としては、毎年改正されてきています。国としては平成23年の4月から法定限度額を77万円としています。本市としては今回の改正で73万円になりますので、引き上げたとして4万円の差があります。国は93万円まで上げる予定があるとしていますので、上がる可能性も十分あると理解しています。

そうであるなら、この先見通しも悪いし他の市町村と同一にしても良いと思う。

前回否決したものを可決してほしいという主旨ですが、答申が否決だったのにそれを無視して上程するようなことは今後ないようにしてほしい。上程前にもう一回開催するという努力があっても良かったと思う。やむなしという意見があるが、93万円まで上がるということを考えたときに、収納方法をもう少し真剣に考えたほうが良いと思う。今は納期が8回だが回数を増やして1回当たりの負担を少なくするような方法も検討してほしい。また、収納率の向上についてはどういう考え方をしているのか。創意工夫について説明してほしい。

収納関係については、インターネット公売を始めたり、いろんな手法について検討をしながら進めています。今後についてもどのような手法が有効なのか常に見直ししながら取り組んでいきたいと考えています。また、国保年金課としては、資格を取得のために来た市民の方には国民健康保険事務マニュアルに基づき国保と国保税の制度について詳しく説明しています。口座振替の率が26%前後ということで、全国の平均と比較して低いので口座振替を推進しているところです。

国県からは収納率89%を求められているが、ここまで上げられるのか。

一般税は収納率が96%程度で県平均と2%程度の差となっているが、国保については県平均からも大分低いというような状況です。同じ市民が一般税のほうを納めていながら国保についてはなかなか上がらない状況であり、一般税の収納と違った対応をとらなければならないのか十分に解明されていません。今後とも日々試行錯誤しながら進めていかなければならないと考えています。

収納担当の方に同情したいところもあるが、国保の制度の改善を求めても急に改善されるものでもない。全国を見ても今の制度の中で成果を出しているところもある。本市だけが収納率が低いという理由にはならない。差し押さえ状況を見ても100万単位くらいしか実績がない。富里だけが突出してそういう状況であるわけではない。1%、2%収納率が上がったといってもそういう時期じゃない。思い切った決心を固めてやらないとできないと思う。

差し押さえについては、滞納者の財産調査等を行っています。一度に50件程度金融機関へ預金の状況を調査します。2、3年前だと50件程度金融機関に出すと10万円以上の残高がある方が何名かいましたが、最近では千円未満の残高の方が90%以上で、10万円以上の残高がある方は何件も出てこないという経済状態です。市としても財産の発見等に努力していますが、実際納税者の方々の経済的な状況が非常に悪いと思います。差し押さえについても対象者が限られてくるというよう

な状況です。

くどいようだけこのままと同じことの繰り返しになるような気がする。まあ仕方がないという問題ではないと思う。頑張っていると思うが収納率が上がらない。創意工夫で何か対策はないのか。こつこつと差し押さえと滞納整理をしていくしかないと考えている。どこの自治体でもいろいろ工夫されているので、その辺について勉強しながらまだ取り組んでいない部分があったら、取り組んでいくように努力していきたい。具体的な方法については今後とも課題として取り組んでいきたいと考えております。

説明の中で口座振替の率がとても低いということだったが少しでも上がるように今までと違ってこういうふうな形の取組みをしているというような具体的な対策はないのか。

着実に実施していくということではか方策はないと考えております。今の対策の検証作業が必要になると思います。現在は、目の前ですることに取り組み、それに関しての結果が出てくるかどうかについて検証しないと、結局次の対策というのも同じことになってしまうと考えています。現時点での取り組みについて、数字が出てきたときにそれを検証して次のステップに進むという作業にならざるを得ないと感じています。

差し押さえの問題が出ていますが、預貯金はすぐに現金になりますが、差し押さえの方法についてどのように現金に換えるのか教えてください。

差し押さえ財産の対象として、一番目に不動産があります。不動産については、実際公売にかけたのが22年度1件、21年度1件です。しかしながら不動産についてはほとんどが金融機関の抵当が入っているため、抵当がついていると金融機関に残っている借金以上の金額で売らないと税には回ってきません。現状のように不動産景気が非常に悪くて価格が下がっている状況だと、なかなか金融機関の債権を超えるような価格で売れませんので、不動産については換価が非常に難しいという状況です。預貯金については残額に応じて換価ということで強制収納をしています。それと積立型の生命保険については、分割納付等を履行していればそのままですが、不履行というようなことがあれば解約して解約返戻金等を換価しています。それと滞納のある方について、税務署に対して滞納者への還付金が発生するような場合は、連絡していただくよう税務署に協力を依頼しています。また、農協や信用組合等の出資金等についても差し押さえ、換価できるものについては換価しています。それと、今年度については、差し押さえたオートバイを入札して換価するというようなことをしています。

今回の限度額の値上げは、所得の高い人に関係するものであって、低所得者や一般の方には影響がないので、申し訳ないが他の市町村に合わせる意味からも仕方がないと思う。それと、収納率の問題は昔から出ていますがなかなか効果が出ていない。長年対策をしていて効果が出ないのは納税意識の低い人が多いのではないかと思う。手をこまねいているわけにはいかないが、富里とか八街とかこの辺の特性ではないかと思う。

仕方がないという話もありましたが、納付回数を増やせば1回当たりの負担は減るので少しは払いやすくなるという面もあると思うが、回数の増は検討してないのか。

税と料のあり方という点も併せて検討してまいりましたが、実施している団体の状況を確認したところ、問題点が出ていて回数を減らす検討をしているところもあります。また、同時に都道府県単位への広域化の流れもあります。法の根拠としては料ですので、税から料へという話や回数についても今後は都道府県単位で決定されると思いますので、現在は検討を中断しているという状況です。

頑張っているのは委員の皆さんも分かっていると思いますが、さらに収納率の向上に努めていただきたいというのは5万市民の公平性を考えたときは必ず必要なことです。継続して頑張ってください。それから創意工夫もいろいろ調査検討するということなのでその努力もしてもらいたいのと、住民が悪いという話もありましたが、そういった一面も確かにあると思いますが、分析をして少しでも収納率の向上に引き続き努めていただきたい。

採決 拳手全員・・・可決